

秋田市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月15日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
花の家居宅介護支援事業所	秋田市雄和石田字苗代沢18番地	令和7年9月1日
デイサービスかどや	秋田市高陽幸町1番14号	令和7年9月15日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
デイサロンえにしあ	秋田市広面字蓮沼21番地1	令和7年9月15日

3 休止

事業所名称	所 在 地	休止年月日
光峰苑ショートステイケア ホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和7年8月31日